

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

G-33 インターフェロン製剤(スミフェロン注 DS300 万 IU・フェロン注射用 100 万・ペガシス皮下注 90μg 等)(自己免疫性肝炎等)の算定について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

○ 取扱い

次の傷病名に対するインターフェロン製剤（スミフェロン注 DS300 万 IU・フェロン注射用 100 万・ペガシス皮下注 90μg 等）の算定は、原則として認められない。

- (1) アルコール性肝炎
- (2) 自己免疫性肝炎
- (3) C 型非代償性肝硬変
- (4) C 型慢性肝炎に肝不全を伴う場合

○ 取扱いの根拠

スミフェロン注 DS300 万 IU 及びフェロン注射用 100 万の添付文書の効能・効果には「C 型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善」、「C 型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」と、また、ペガシス皮下注 90μg の添付文書の効能・効果には「C 型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善」と記載されている。

これらの医薬品は、C 型肝炎ウイルスを原因とする C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変の治療薬であることから、アルコール性肝炎や自己免疫性肝炎の傷病名に対する算定は適応外である。また、肝硬変は状態により、「代償性」と「非代償性」に分けられるが、肝機能を代償することができない状態まで進行した非代償性の場合や、肝不全を伴う場合での投与の有用性は期待できないと考える。

以上のことから、上記(1)から(4)の傷病名に対するインターフェロン製剤（スミフェロン注 DS300 万 IU・フェロン注射用 100 万・ペガシス皮下注 90μg 等）投与は、原則として認められないと判断した。